

保育士宿舎借り上げ支援事業

「利用は1人1回まで」の詳細について（令和8年度版）

○概要

令和7年度より、国の制度変更にもとない、他自治体での申請を含め、利用は「1人1回」までとなります。

令和7年度以降に本事業を申請し、その後退職した場合、再度の申請はできなくなります。令和7年4月1日以降に制度を利用したことがある方は、他の事業者において再度の申請はできません。

<注意事項>

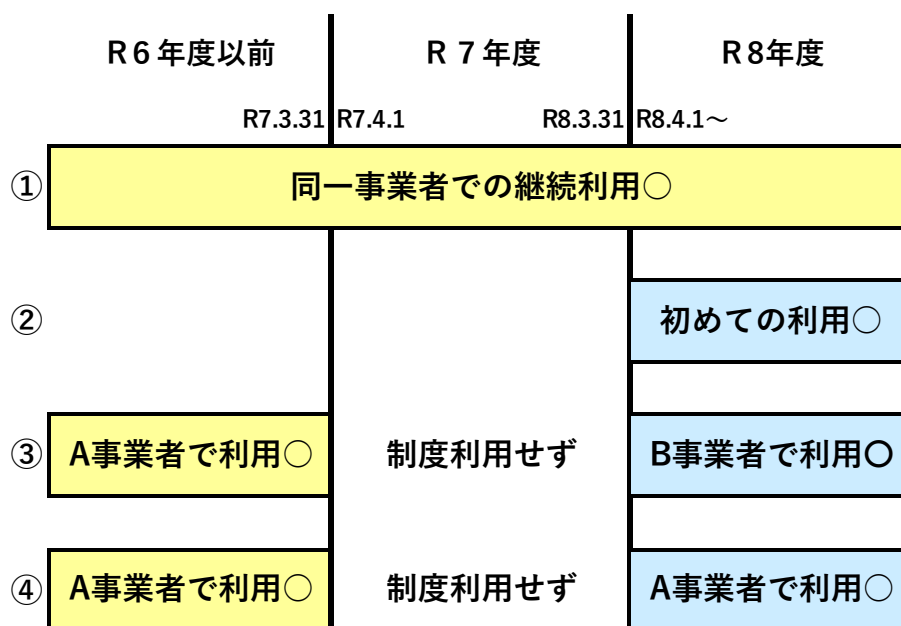
・令和8年度も、昨年までと同様に採用10年目までの保育士が対象となります。

以下が○の場合でも、採用11年目以降の方は対象外となりますのでご注意ください。

・産育休、介護休暇、病気休業等及び、人事異動により企業主導型保育事業等の補助対象外施設に勤務することで利用を一時中断した後に利用を再開する場合、並びに定年退職後の再雇用については、継続して利用しているものとみなします。（同一事業者内に限ります。）

○令和7年度の申請について

<対象となるケース>



令和6年度以前及び令和7年度から引き続き申請する場合、令和8年度以降初めて申請する場合は、どちらも対象です。

（令和6年度内に一度退職し、令和8年度から新しい事業者で勤務する場合も対象です。）

○事業譲渡等の場合

合併、統合、事業譲渡（以下合併等）によって、申請法人が変更となる場合、再度申請扱いとなりますが、合併等前の雇用開始日が継続するため、例外として補助対象とします。合併等をきっかけに退職し、合併等された先の法人以外に就職すると対象外となります。

◎他自治体から本市へ人事異動となった場合（同一法人に限る）

保育士宿舎借り上げ支援事業の利用者が、法人の都合で他自治体から本市へ人事異動を行う際、途切れることなく事業を利用する場合、補助対象外施設に勤務することで利用を一時中断した後に利用を再開する場合は、継続して利用しているものとみなし、対象とします。（人事異動のため雇用開始日は引き継ぎます。）

本市から他自治体に異動する場合は、異動先の自治体によって対象となるかは異なりますので、異動先の自治体へご確認ください。

例) R8.4.1～R8.9.30 まで他自治体の宿舎借り上げ支援事業を利用した場合

- ・ R8.10.1～ 本市の宿舎借り上げ支援事業の利用→○
- ・ R8.11.1～ 本市の宿舎借り上げ支援事業の利用→×

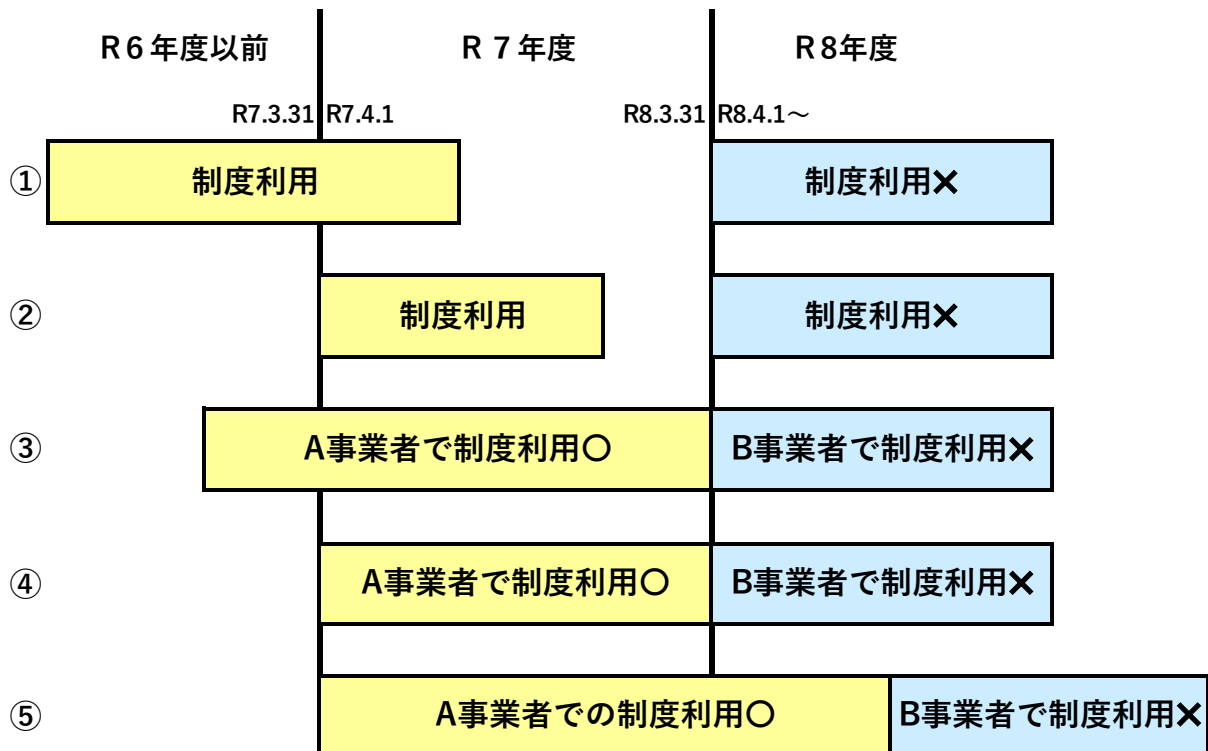
◎同一事業者内に限り、再利用が認められるケース

※採用年（利用開始年）は前回申請時から引き継ぎます。

- ・ 産育休、介護休暇、病気休業等で一時利用を中断した場合
- ・ 定年退職後に再雇用する場合
- ・ 人事異動により補助対象外施設に勤務することで利用を一時中断した後に利用を再開する場合

※補助対象外施設（企業主導型保育事業等）で勤務している期間は、制度は利用できません。

<対象外となるケース>



R7年度以降に一度でも利用したことがある場合は、他事業者で再度申請することはできません。